ハ　自営等ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）
ニ　ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）
ホ　広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）
ヘ　専用役務
ト　仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）
チ　通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

（第一種交付金及び第二種交付金の額の公表）

第四十条の八　法第百九条第四項の規定による第一種交付金及び法第百十条の四第五項の規定による第二種交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

［２　略］

（法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位）

第四十条の八の二　法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。

２　前項に規定する町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。

（一般支援区域等の指定等）

第四十条の八の三　総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

（法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法）

第四十条の八の四　法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。

一　単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額

二　単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が別に告示する額（地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合）

第四十条の八の五　法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該単位区域における電気通信回線設備の規模

二　当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者の属性

（交付金の額の公表）

第四十条の八　法第百九条第四項の規定による交付金の額の公表は、同条第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

［２　同上］

［新設］

［新設］

［新設］